| 単　位　事　務　名 | |
|---|---|
| 特別支援教育就学奨励費 | |
| 根拠及び参考法令等 | 1　特別支援学校への就学奨励に関する法律　（昭和２９年６月１日法律第１４４号）<br><br>2　特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令<br>（以下「施行令」という。）　（昭和２９年６月２２日政令第１５７号）<br><br>3　特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則<br>（以下「施行規則」という。）　（昭和２９年７月１４日文部省令第２０号）<br><br>4　特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第２条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領について（通知）<br>（以下「算定要領」という。）　（平成２９年４月３日文初特第６７７号）<br><br>5　特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱<br>（昭和６２年５月２２日　文部大臣裁定）<br><br>6　その他関係法令通知等<br>（１）　学校教育法施行規則(抄)　（昭和２２年５月２３日文部省令第１１号）<br>（２）　生活保護法　（昭和２５年５月４日法律第１４４号）<br>（３）　生活保護法による保護の基準　（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号）<br>（４）　身体障害者福祉法　（昭和２４年１２月２６日法律第２８３号）<br>（５）　児童福祉法　（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号）<br>（６）　旅行業法　（昭和２７年７月１８日法律第２３９号）<br>（７）　学校給食法　（昭和２９年６月３日法律第１６０号）<br>（８）　学校給食法施行令　（昭和２９年７月２３日政令第２１２号）<br>（９）　特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（抄）<br>（昭和３２年５月２０日法律第１１８号）<br>(10)　特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令<br>（昭和３２年６月１１日政令第１４３号）<br>(11)　学校保健安全法（抄）　（昭和３３年４月１０日法律第５６号）<br>(12)　学校保健安全法施行令（抄）　（昭和３３年６月１０日政令第１７４号）<br>(13)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）<br>（平成２５年５月３１日法律第２７号）<br>(14)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（抄）<br>（平成２６年１２月１２日内閣・総務省令第７号）<br>(15)　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（抄）<br>（平成１４年１２月１３日法律第１６２号）<br>(16)　独立行政法人日本センター法施行令（抄）　（平成１５年８月８日政令第３６９号）<br>(17)　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）<br>（昭和３０年８月２７日法律第１７９号） |

| | |
|---|---|
| 根拠及び参考法令等 | (18)　特殊教育就学奨励費の通学に要する交通費（通学費）のガソリン代算定について（通知）　（昭和５４年６月１１日　鹿教振第１３５号）<br>(19)　特殊教育就学奨励費の支給について（通知）　（昭和５７年２月６日　振興課長）<br>(20)　特殊教育就学奨励費にかかる事務処理について（通知）<br>（昭和５８年１０月１２日　振興課長）<br>(21)　特殊教育就学奨励費事務の一部変更について（通知）<br>（昭和６２年７月１５日　鹿教学施第１７１号）<br>(22)　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（抄）<br>（昭和２５年３月３１日法律第６１号）<br>(23)　平成３０年度特別支援教育就学奨励費に係る支給単価について（通知）<br>（平成３０年６月１３日　鹿教義第２５４号） |
| 項　　目 | 処　　理　　方　　法 |
| 事業の概要 | 1　事業の目的<br>この事業は，特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ，その就学にかかる保護者等（幼児，児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者，成年に達した生徒については，その者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減し，もって，特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。<br><br>2　支給対象となる経費及び対象者<br>別表１<br><br>3　年間の事務処理の流れ<br>別表２<br><br>4　対象となる児童等の支弁区分の決定等<br>(1)　支弁段階の基準<br>鹿児島県教育委員会（以下「県教委」という。）は，保護者等に対し補助の対象となる幼児，児童及び生徒（以下「児童等」という。）の支弁段階を決定するために必要な保護者等の属する世帯の「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」（様式２）を提出させ，文部科学大臣の定めるところ（算定要領）により算定した収入額と生活保護法第８条第１項の規定する厚生労働大臣の定める基準の例により測定した需要額との比率により支弁段階を決定する。<br>ア　第Ｉ段階（施行令第２条第１号）<br>算定比率　$\frac{\text{収入額}}{\text{需要額}}$ ＜１．５　　収入額が需要額の１．５倍未満の場合<br>支給対象経費の全額を支給<br>ただし，生活保護法第12条・13条の規定による生活扶助の児童，生徒に係る入学準備金の給付が行われている保護者等については，新入学児童・生徒学用品等は除く。以下同じ。 |

| 項　　目 | 処　　理　　方　　法 |
| --- | --- |
| | イ　第Ⅱ段階（施行令第２条第２号）<br>算定比率　$1.5 \leqq \frac{\text{収入額}}{\text{需要額}} < 2.5$　収入額が需要額の１．５倍以上２．５倍未満の場合<br>①　負担金等の対象となる各経費（②の経費を除く。）の半額を支給<br>②　次の各経費は全額支給<br>a　幼稚部，小学部，中学部，高等部（専攻科を除く）の児童・生徒に係る通学費（本人経費），帰省費（本人経費），通学費（付添人経費）及び帰省費（付添人経費）<br>b　中学部，高等部（専攻科を除く）の生徒に係る職場実習交通費<br>c　幼稚部，小学部，中学部，高等部（専攻科を除く）の児童・生徒に係る交流学習交通費<br>d　高等部の生徒に係る教科用図書購入費<br>ウ　第Ⅲ段階（施行令第２条第３号）<br>算定比率　$2.5 \leqq \frac{\text{収入額}}{\text{需要額}}$　収入額が需要額の２．５倍以上の場合<br>次の各経費のうちａ及びｂは全額支給<br>a　幼稚部，小学部，中学部，高等部（専攻科を除く）の児童・生徒に係る通学費（本人経費），帰省費（本人経費），通学費（付添人経費）及び帰省費（付添人経費）<br>b　高等部の生徒に係る教科用図書購入費<br>c　中学部，高等部（専攻科を除く）の生徒に係る職場実習交通費については，２分の１を支給<br>d　幼稚部，小学部，中学部，高等部（専攻科を除く）の児童・生徒に係る交流学習交通費については，２分の１を支給<br>エ　ＩＣＴ機器購入については高等部全区分対象となり限度額内を支給<br>オ　次のいずれかに該当する場合は，その事実の有無により支弁段階を決定する。<br>(ｱ)　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者である児童等の保護者等。<br>第Ⅰ段階<br>(ｲ)　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者（以下「準要保護者」という。）である児童等の保護者等。<br>第Ⅰ段階<br>(ｳ)　世帯の収入額が施行令第２条第３号(収入額が需要額の２．５倍以上の場合等裕福世帯）に該当すると自ら認め，就学奨励費の全部又は一部の給付を辞退する児童等の保護者等。<br>第Ⅲ段階<br>(ｴ)　児童福祉法に定める児童福祉施設，指定療育機関等に入所又は入院し，当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童等の保護者等。<br>第Ⅲ段階<br>カ　児童福祉法に定める児童福祉施設，指定療育機関等に入所又は入院し，当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けていない経費がある場合は,「収入額・需要額調書」を提出させ，支弁段階を決定する。 |

| 項　　目 | 処　　理　　方　　法 |
| --- | --- |
| | (2)　収入額の算定及び需要額の測定方法<br>ア　収入額の算定方法<br>収入額は，同一生計世帯ごとに，次の算式により算定する。<br>$$収入額＝\frac{A－B}{12}－C$$<br>(注)　A＝当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった前年１月から12月までの間の同一生計世帯の世帯員全員の総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額（所得控除を行う前の額）の合計額。<br>B＝Aの都道府県民税及び市町村民税の課税に当たって，所得控除された社会保険料，生命保険料及び地震保険料の合計額。<br>C＝同一生計世帯に２人以上の児童，生徒が特別支援教育諸学校又は特別支援学級に就学している場合，その就学者の数から１を減じた数に「生活保護法による保護の基準」に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額。なお，この額は毎年度あらかじめ国が，早見表により示すこととする。<br>イ　需要額の測定方法<br>(ｱ)　需要額は，前年12月末日現在（第３学期に中途入学した者は，前々年の12月末日現在。）の同一生計世帯の世帯構成（住所，年齢等）に基づいて前年12月末日現在に適用されている保護基準に示す基準額を用いて測定するものとする。なお，この基準額については，毎年度あらかじめ，国が早見表により示すこととする。ただし，「(ｴ)－④」については除く。<br>(ｲ)　保護基準では，「世帯員数」，「年齢」，「世帯の住居による地域の級地区分」によってそれぞれ異なる基準額が示されており，また「生活扶助基準の基準生活費」の「第１類」及び「期末一時扶助費」は個人ごとに，「第２類」は世帯ごとに，「教育扶助基準」は，義務教育諸学校就学者（小学校，中学校又は特別支援教育諸学校の小学部,中学部に就学する者）ごとに,「住宅扶助基準」は世帯ごとに基準額がそれぞれ示されているので，その測定に当たっては特に留意すること。<br>(ｳ)　世帯の住居による地域の級地区分は，同一生計世帯の生活の本拠地となっている住所地によること。したがって世帯員が別々に住居している場合，児童が寄宿舎等に入舎している場合であっても，この地域の級地区分は，その世帯の生活の本拠地である住所地の地域の級地域分１種となること。<br>(ｴ)　需要額は，次の各号の額の合計額とする。<br>①　生活扶助基準の居宅に係る基準生活費の第１類，第２類及び期末一時扶助費の表に示す額。<br>ただし，第２類中「地区別冬季加算額」については12分の５，「期末一時扶助費」については１２分の１をそれぞれ乗じて得た額。<br>②　教育扶助基準の表中「基準額」に示す額。<br>③　住宅扶助基準の基準額の表中「家賃，間代，地代等の額」に示す額。<br>④　特別支援学校（小学部，中学部）及び特別支援学級等に通学している児童，生徒が前年度中（前年４月１日から３月31日まで）に，その通学に要した交通費の額（年額）に12分の１を乗じて得た額。<br>⑤　特別支援学校（小学部，中学部）及び小学校，中学校の児童，生徒に係る学校給食費（前年度の国の予算単価（年額）に，12分の１を乗じて得た額）の額。 |

| 項　　目 | 処　　理　　方　　法 |
| --- | --- |
| | (3)　本支弁段階の決定<br>ア　在学する全児童等の保護者等から提出される「収入額・需要額調書」，「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」，「生活保護受給証明」等を「支弁段階決定調書」とともに県教委に提出する。<br>イ　県教委において査定され，決定し，通知がくる。<br>ウ　保護者等へ決定通知をする。<br>5　保護者等に対する経費の支給方法等<br>(1)　校長が概算払により受領し，速やかに保護者等に支給する。<br>(2)　校長は保護者等よりあらかじめ受領について書面により委任を受けること。<br>(3)　保護者等に対する経費の支給は校長が金銭をもって行わなければならない。<br>(4)　経費の支給を受ける保護者等が支給される金銭を紛失し，浪費し，又は目的外に使用する恐れがある場合は，現物をもって支給することができる。この場合，校長等が受領について書面により委任を受けること。具体的には教科用図書購入費，学校給食費，寄宿舎食費，修学旅行費が該当する。<br>(5)　保護者等が次に掲げる事項に該当する場合において，その者から申し出があったときは，その者に対する経費の全部又は一部をその者名義の預金又は貯金へ振り込む方法により支給することができる。<br>ア　保護者等が遠隔の地に居住している場合<br>イ　その他振り込みの方法により支給することが適当であると認められる場合<br>保護者等の振り込みの申し出は書面により行うものとし，書面には振り込みを希望する経費の内容，振り込みを受ける預金又は貯金の口座，その他振り込みに必要な事項を記載するものとする。<br>(6)　年度の中途において入学又は転学してきた児童等に対しては，速やかに支給に係る手続を行うものとする。なお，支給に当たっては，入学又は転学前における支給と重複して支給することのないよう入学又は転学前の支給状況を十分調査すること。<br>(7)　経費の支給状況を明らかにする「個人別支給台帳」を備えなければならない。<br>「個人別支給台帳」には，保護者等の代理受領に係る委任状を添付（又は別綴）しておくものとする。 |